

公表第7号

地方自治法第199条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年4月28日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

財政援助団体等監査報告（1）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項 件数	意見 件数	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米市スポーツ 協会	監査委員室 監査委員事務局執務 室・会議室 対象団体等の執務室	令和4年12月19日～ 令和5年4月28日	5	2	1	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和3年度及び令和4年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 15,200,000円（令和4年3月31日現在）
- (2) 設立年月日 平成5年10月1日
- (3) 設立の目的 すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
- ア 市民の生涯スポーツの振興及び生涯スポーツ振興体制の支援を図る事業
 - イ 久留米市の体育施設の管理運営に関する事業
 - ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 役員及び職員数 理事17名、監事2名、職員7名（令和4年4月1日現在）

2 久留米市との関係

(1) 財政援助

久留米市は、令和3年度において、39,619,000円の補助金交付を行っている。

(2) 指定管理者

久留米市は、当該団体を下記施設の指定管理者として指定している。

ア 久留米市体育施設（荘島体育館ほか17施設）

（ア）指定管理料 令和3年度決算額 47,509,440円

(イ) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

(ウ) 選定方法 公募

(3) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

(4) 所管部局

市民文化部体育スポーツ課

第5 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 団体への指摘事項及び意見

指 摘 事 項

1. 公益財団法人久留米市スポーツ協会（以下、「協会」という。）経理規程第28条に「契約については、理事長が別に定める」と規定されているが、契約について特に定めたものはなく、明確な基準がないまま事務処理がなされている。
2. 小口現金の管理を、別の職員の確認を受けることなく1人の職員が行っている。
3. 契約書において、違約金に関する条項が定められていないものがある。
4. 契約書や覚書において、締結日が記載されていないものがある。
5. 補助金交付に当たり、交付基準の改正を行わないまま、上限を超える額を交付しているものがある。

意 見

1. 協会では、法人の将来計画を示す中期経営計画等は策定されていない。

協会の令和4年度予算においては、市補助金が約44%、市有施設の指定管理収入が約37%(令和4年度予算)と、財源の約77%を市からの収入が占めている。

市の人口は、平成28年度末の306,211人をピークに、平成29年度以降は減少傾向が続き、令和3年度末の人口は、過去最大の下げ幅となる前年度比1,957人減少の302,122人となっている。社会動態については、令和2年度の475人の転入超過から、令和3年度は654人の転出超過に転じている。主に20代の若い世代の転出超過幅が拡大し、就業を契機とした転出と推測されている。

今後も人口減少が避けられなければ、スポーツ施設の利用者の減少とともに、歳入の減少が想定される。そうした状況では、市の補助金等についても現在の金額を確保していくことが困難になることも想定されるところである。また、現在実施している事業には、さまざまな理由から実施が困難になっているものもあるとのことである。

そうした、市民ニーズや社会経済情勢などの変化を踏まえた、将来的な協会の在り方について

ての検討が必要な時期を迎えているのではないか。

実施する事業の在り方、市のスポーツ振興を担当する部局等との役割分担などについて整理し、限られた人員・財源等で効果的・効率的な運営を行っていくための、将来的な協会の在り方を示す中長期の経営計画等の策定について検討されたい。

2. 監事には、久留米商工会議所専務理事及び市の会計管理者の2名が選任されている。監事監査の実施は、毎年度1回で、所要時間は半日程度とのことである。

新公益法人制度の発足以降、全国において複数の不祥事が発覚するなど、公益法人を取り巻く環境は厳しさを増し、ガバナンス体制の強化が必要とされていることを踏まえ、監事による監査体制の強化について早急に取り組まされたい。

2 所管部局への指摘事項

指 摘 事 項

1. 協会が行う「体育施設の受付業務に関する事業」は、桜花台体育館等の体育施設の利用に関する受付業務を市の各部局から受託して実施されており、実質的には受託事業と言えるが、当該受託事業に係る委託料を、協会は受領していない。この点、当該受託事業により生じる人件費等の金額は明確には把握されていないものの、市が公益財団法人久留米市スポーツ協会補助金（以下、「補助金」という。）交付要綱にて、当該受託事業を補助対象経費として定め、これに基づき交付される補助金により賄われているとのことである。

しかしながら、委託事業に係る委託料は、業務の委託という対価性のある内容に対して支給されるものであり、一方で、補助金は公益目的等のため、対価性の無いものに給付されるものである。両者の性格は明確に異なっており、混同は避ける必要がある。

よって、協会に対して委託する内容と補助する内容を整理した上で、適切に実施されたい。

財政援助団体等監査報告（２）

第１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

第２ 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項 件数	意見 件数	指摘事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米文化振興会	監査委員室 監査委員事務局執務 室・会議室 対象団体等の執務室	令和４年１２月１９日～ 令和５年４月２８日	２	３	１	０

第３ 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和３年度及び令和４年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第４ 団体の概要

１ 団体の概要

- 基本財産 ３,０００,０００円（令和４年３月３１日現在）
- 設立年月日 昭和３１年４月２３日
- 設立の目的 芸術文化の振興と地域文化の活性化を図ることにより、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 事業の概要
ア 公益目的事業
（ア）美術館の管理運営に関する事業
（イ）文化ホール等芸術文化施設等の管理運営に関する事業
（ウ）芸術文化の振興及び地域文化の活性化を図る事業
イ 収益事業
（ア）売店喫茶事業
（イ）その他公益目的事業の推進に資する事業
- 役員及び職員数 理事９名、監事２名、職員３０名（令和４年４月１日現在）

２ 久留米市との関係

（１）財政援助

久留米市は、令和３年度において、３０７,７８２,６７１円の補助金交付を行っている。

（２）指定管理者

久留米市は、当該団体を下記施設の指定管理者として指定している。

ア 久留米市野中生涯学習センター

(ア) 指定管理料 令和3年度決算額 34,048,000 円

(イ) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

(ウ) 選定方法 公募

イ 久留米市民交流センター

(ア) 指定管理料 令和3年度決算額 8,500,000 円

(イ) 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

(ウ) 選定方法 公募

ウ 久留米市美術館

(ア) 指定管理料 令和3年度決算額 186,932,000 円

(イ) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(ウ) 選定方法 非公募

(3) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は2名である。

(4) 所管部局

市民文化部文化振興課

第5 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 団体への指摘事項及び意見

指 摘 事 項

1. 施設内駐車場の無料券において、管理簿が作成されておらず、適正な管理がなされていない。
2. 流動資産・商品について、紛失や盗難等による棚卸減耗損の把握がなされておらず、適正な管理がなされていない。

意 見

1. 公益財団法人久留米文化振興会（以下、「財団」という。）が管理・運営する石橋文化センター（以下「センター」という。）は、株式会社ブリヂストンの創業者であり、名誉市民である石橋正二郎氏が郷里の発展と文化振興を願って建設し、1956年に本市に寄贈した複合文化施設である。以来、センターでは、芸術文化の振興や地域文化の活性化に資する事業などが行われ、市内外から訪れる多くの人々に憩いと楽しみを提供しつづけている。

財団では、将来計画を示す中期経営計画等として基本計画が策定されており、達成すべき指標（KPI）として入園者数が設定されている。しかし、寄贈者の趣旨及び事業活動や施設の内容等を考慮すると、他のKPIについても設定することが望まれる。

具体的には、施設別利用者数やその属性、利用者満足度、美術品の所有数、文化芸術活動の内容や活動状況等が考えられる。

また、センターの事業等の支援と入園及び入館者の拡大を図ることを目的として、企業・団体・学校・個人から協賛を募る制度を推進されているが、現状では拡がりのある取組とはなっ

ていない。財団は、公益財団法人であることから、寄付者は税法上の控除を受けることが可能である。企業・団体・学校・個人が、募金や寄付を通じて財団を支援する制度は、今後のセンターの発展につながるものであるため、市の各部局の協力を得るなどして、さらなる充実・強化に取り組まれない。

2. 財団は、資産規模が約 460,000 千円、事業規模が約 762,000 千円と大きいことに加え、窓口等での現金収納があり、かつ、多数の高額な美術品を管理している。このため、現金等各種資産の管理を慎重に行うとともに、盗難リスク等に適切に対応されたい。

また、団体内部における監視機能を強化するために必要な、内部監査については実施していないとのことである。前述のような財団の特殊性に鑑み、特に重要性が高いと考えられる現金等各種資産の管理については、団体内での内部監査の実施を検討されたい。

3. 監事には、株式会社ブリヂストン久留米工場企画管理課長及び市の会計管理者の2名が選任されている。監事監査の実施は毎年度1回で所要時間は2時間程度とのことである。

新公益法人制度の発足以降、全国において複数の不祥事が発覚するなど、公益法人を取り巻く環境は厳しさを増し、ガバナンス体制の強化が必要とされていることを踏まえ、監事による監査体制の強化について早急に取り組まれない。

2 所管部局への指摘事項

指 摘 事 項

1. 石橋文化センターの修繕において、市と締結している使用貸借契約の規定と異なる取扱いをしているものがある。

また、新たに設置された機器類について、市と財団のいずれの備品台帳にも計上されておらず、所有区分が曖昧になっているものがある。

財政援助団体等監査報告（3）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象団体、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	指摘 事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米地域地場産業 振興センター	監査委員室 監査委員事務局執務 室・会議室 対象団体等の執務室	令和4年12月19日～ 令和5年4月28日	7	2

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和3年度及び令和4年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 222,505,805円（令和4年3月31日現在）
- (2) 設立年月日 昭和56年11月21日
- (3) 設立の目的 久留米地域（久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町）における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
 - ア 新製品又は新技術の開発、研究及び試作に関する事業
 - イ デザイン開発又はブランド化支援に関する事業
 - ウ 教育、研修及び実習に関する事業
 - エ 調査、並びに情報処理及び提供に関する事業
 - オ 展示、消費者への製品普及及び実演に関する事業
 - カ 施設の共同利用に関する事業
 - キ その他前各号に附帯する事業
- (5) 役員及び職員数 理事12名、監事2名、職員9名（令和4年4月1日現在）

2 久留米市との関係

(1) 出資

久留米市は、5,400,000円を出資している。（令和4年3月31日現在）

(2) 財政援助

久留米市は、令和3年度において、24,484,573円の補助金交付を行っている。

(3) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

(4) 所管部局

商工観光労働部商工政策課

第5 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

1. 本部と離れた場所にある店舗の釣銭残高について、本部による確認が行われておらず、適正に管理されていない。
2. 業務委託契約書において、契約不適合や暴力団排除措置により契約解除する際の違約金徴収などの条項が盛り込まれていないものがある。
3. 業務委託契約において、他の業者からの比較見積徴取や、同種の業務を他の業者が履行可能か確認を行わないまま、特定の業者と特命随意契約を行っているものがある。
4. 減価償却引当資産として所有している大阪府公債において、取得価額と額面金額との差額を金利の調整として償却原価法を適用しているが、公益法人会計基準に関する実務指針と異なる会計処理を行っており、財務諸表の数値が誤っている。
5. 固定資産において、無形固定資産とすべきものをその他固定資産としているものがある。
6. 特定資産の貸付を行う際に、貸付証書、金銭消費貸借契約書等が作成されていない。
7. 特定資産において、引き当てる目的が明確にされていないものがある。

意 見

1. 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）は、地場産業の振興・育成を図るとともに、地域産業と地域住民との相互交流、地場産業がもたらす文化性の向上、広域観光開発等の機能を担うことを目的として昭和56年に設立された。

設立以降、現在まで、地場産業の振興・育成に寄与されてきたが、その間に構成自治体独自の物産館や道の駅等の整備が行われたことに加え、Eコマースの進展などにより地場製品の販売チャンネルが多様化するなど、社会経済情勢は大きく変化している。

そうした中、センターではJR久留米駅店、六ツ門店、東合川店の3店舗をくるめ物産館として経営されている。3店舗が属する会計区分である総合振興事業会計の令和3年度決算は、経常収益約65百万円に対して経常費用は約84百万円であり、他の公益目的事業を含むとはいえ、市の補助金約20百万円を受給してもなお、約19百万円の赤字となっている。しかしながら、店舗別の売上・人件

費・その他経費等の損益状況が分かる資料は作成されていない。

そのため、短期的には、くるめ物産館に係る店舗別の損益や特徴の把握を行い、損益等の実態を把握した上で、具体的な収支改善策等を策定し実施されたい。

中長期的には、前述した社会経済情勢の大きな変化等を踏まえた上で、将来的な事業の必要性や現在の収益モデルの有効性等についての検証を行い、その結果に応じて、老朽化した建物の大規模改修等の実施可否とその内容等についての判断を行うなど、センターの将来像を示す経営計画等の策定について検討されたい。

2. 監事には、小郡市副市長及び広川町商工会会長の2名が選任されている。監事監査の実施は毎年度1回で、所要時間は1時間から半日程度とのことである。

新公益法人制度の発足以降、全国において複数の不祥事が発覚するなど、公益法人を取り巻く環境は厳しさを増し、ガバナンス体制の強化が必要とされていることを踏まえ、監事による監査体制の強化について早急に取り組まれたい。